電子提供措置の開始日　2026年７月２日

第８回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

会社の新株予約権等に関する事項

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

株主資本等変動計算書

個別注記表

犬猫生活株式会社

会社の新株予約権等に関する事項

（1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議日		2022年５月16日	2025年１月15日
新株予約権の数		26個 （新株予約権１個につき2,000株）（注）１	173個 （新株予約権１個につき200株）（注）１
目的となる株式の種類及び数		普通株式　52,000株（注）１	普通株式　34,600株（注）１
新株予約権の払込金額		払込を要しない	払込を要しない
新株予約権の行使価額		１個につき1,100,000円	１個につき150,000円
新株予約権の行使条件		（注）２	（注）２
新株予約権の行使期間		2024年５月17日から 2032年５月16日まで	2027年１月16日から 2035年１月15日まで
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数　26個 目的となる株式数　52,000株 保有者数　２名	新株予約権の数　36個 目的となる株式数　7,200株 保有者数　２名
	社外取締役	―	新株予約権の数　137個 目的となる株式数　27,400株 保有者数　１名
	監査役	―	―

（注）１．2024年12月13日開催の取締役会決議により、2025年１月31日付で当社株式１株を10株に、2025年12月15日開催の取締役会決議により、2026年１月１日付で当社株式１株を200株に株式分割しました。これにより第１回新株予約権の目的となる株式の数が26株から52,000株に、第２回新株予約権の目的となる株式の数が173株から34,600株に変更になっております。

２．新株予約権の行使の条件

ア．新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）において認められた場合については、この限りではない。

イ．新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
ウ．その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

会社の体制及び方針

（1）業務の適正を確保するための体制

当社は、2024年２月14日開催の取締役会において、業務の適正性を確保するための体制等の整備について以下のとおり決議し、その後、現在の整備状況を踏まえて2025年６月16日開催の取締役会にて一部改訂いたしました。その内容は以下のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a．当社は、「すべての動物とその家族の幸せな生活のために」を経営理念とし、取締役及び使用人は、当該経営理念のもと、法令、定款、社内規程、社会規範等を遵守するとともに、その遵守の重要性を情報発信することにより周知徹底を図る。

b．意思決定及び業務執行について関係諸規程を定め、業務分掌及び職務権限を明確にするとともに、相互に必要な牽制を行う体制を構築し、適正かつ効率的な業務運営を実現する。

c．監査役は、取締役の職務の執行について、法令及び定款に基づき、独立した立場から監査する。

d．内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款及び社内規程に適合しているかを確認し、必要に応じて、その改善を促す。また、内部監査担当者は、監査の結果を代表取締役及び監査役に報告する。

e．取締役及び使用人に対して、継続的にコンプライアンスに係る研修、啓蒙を行う。

f．内部通報制度を整備するとともにその利用を促進し、法令違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。

g．市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し毅然とした態度で対応する。

h．会社の重要な情報について、開示すべき情報を網羅的に収集した上で、法令等に従い適時かつ適切に開示する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a．情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。

b．取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的記録に記録し保存する。

c．株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう保存、管理する。

d．個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a．リスク・コンプライアンス管理規程を定め、当社のリスクの把握、分析及び評価をするとともに、その結果に基づきリスクの回避、軽減等の対応を適切に行う。

b．リスク・コンプライアンス管理規程の各部門における実施に関する責任を負う実施責任者は、各部門における個別のリスクを把握し、分析・評価するとともに、適切にリスク・コンプライアンス管理委員会に報告する。

c．内部監査責任者は、各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を代表取締役及び監査役に報告する。

d．情報セキュリティに係るリスクは当社の事業運営において重要なものと位置付け、個人情報保護法、個人情報管理規程、情報セキュリティ管理規程等に従い厳重に管理する。

e．当社は、必要に応じて弁護士、税理士、社会保険労務士等の外部の専門家の助言を受けられる体制を整備し、リスクの未然防止及び早期発見に努める。

④ 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

a．取締役会は原則として毎月１回開催し、取締役会規程に基づき、重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役からその業務執行状況の報告を徴収し、必要な監督を行う。

b．当社は、「取締役会規程」、「職務権限規程」、及び「業務分掌規程」を制定し、取締役の職務執行について責任の範囲及び執行手続を明確にし、効率的な意思決定を行う体制を確保する。

⑤ 監査役監査の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の独立性に関する事項

監査役が必要と認める場合、監査役の職務を補助すべく独立性を有する使用人を置くことができる

⑥　監査役への報告に関する体制

a．監査役は、定期的又は随時、取締役、使用人等からその職務の執行状況等の報告を受ける。

b．内部監査責任者は、内部通報制度の運用状況を確認するとともに、監査役に定期的に報告する。

c．内部通報制度に基づく通報又は監査役に対する職務の執行状況等の報告を行ったことを理由として、当社の取締役及び使用人に対する不利な取り扱いは行われない。

⑦　監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a．監査役は、必要と認める重要な会議に出席する。

b．監査役は、内部監査に対して、連携を通じた指導を行うほか、必要に応じて指示することができる。

c．監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。

d．監査役は、会計監査人及び内部監査から定期的に各々が実施した監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

e．監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」を整備し、当該規程に基づき、リスク管理体制の構築、コンプライアンス体制の強化を行っており、その一環として、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を開催し、リスクの洗い出し及びそのリスクへの対策を講じております。また、コンプライアンス研修として、企業倫理・職業倫理、ハラスメント、個人情報保護、情報セキュリティ・ＩＴリテラシー等に関する研修を行うとともに、社内規程も随時見直し、社内のコンプライアンス体制を強化しております。

さらに、「内部通報規程」を整備し、当該規程に基づき、社内の通報窓口及び外部の通報窓口を設置し、社内サイトを通じて当該内部通報制度を周知しております。

取締役の職務の執行に係る情報として株主総会、取締役会等の重要な会議の議事録は、管理部が保存・保管しております。さらに、「反社会的勢力対策規程」に基づき反社会的勢力とは一切関係を持たないために新規取引先及び継続取引先に対するチェック体制を整備しております。

当社の取締役会は、「取締役会規程」に基づき、定時取締役会を毎月１回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令等に定められた事項や経営方針、予算の策定、組織体制など、経営に関する重要事項の意思決定を行うとともに、取締役間の意思疎通を図り、相互に職務執行の監督を行っております。

内部監査は、取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づき、当社各部門に対して、リスク管理状況、業務遂行状況について内部監査を実施し、また、主要な取引先に対しても、同じくリスク管理状況、業務遂行状況について内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告しました。また、適宜監査役と情報交換を行いました。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月１回の定時監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役と対話を行い、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しております。

常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受け取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会等の重要会議に出席し必要な場合は意見を述べております。

株主資本等変動計算書

（2025年 5 月 1 日から
2026年 4 月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2025年５月１日残高	99,000	99,285	99,285	164,398	164,398	362,684	362,684
事業年度中の変動額							
新株の発行	453,882	453,882	453,882	－	－	907,764	907,764
新株の発行（新株予約権の行使）	5,500	5,500	5,500	－	－	11,000	11,000
当期純利益	－	－	－	496,008	496,008	496,008	496,008
事業年度中の変動額合計	459,382	459,382	459,382	496,008	496,008	1,414,772	1,414,772
2026年４月30日残高	558,382	558,667	558,667	660,407	660,407	1,777,457	1,777,457

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品　……総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品　……総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品　……総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）…定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備　6～15年

工具、器具及び備品　4～10年

無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

また、のれんの償却については、その効果の発現する期間を見積り、５年で均等償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産　…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3．引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4．退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定給付型の制度として複数事業主制度の企業年金基金（福祉はぐくみ企業年金基金）に加入しております。当該企業年金基金は、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

5．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。当社は、ペットフード等の販売を主な事業内容としており、これら商品の販売については、商品の引き渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

また、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから２か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

会計上の見積りに関する注記

１．繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度末の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度(2026年４月30日)
繰延税金資産	113,001

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

当社は、一時差異等のスケジューリングの結果、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。収益力に基づく将来の課税所得の十分性を判断するにあたっては、将来の事業計画を基礎としており、当該見積りには、将来の売上予測の仮定を用いております。なお、繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得水準の見積りに依存するため、結果として将来の繰延税金資産の計上額が変動し、税金費用に影響を与える可能性があります。

2．固定資産の減損

(1) 当事業年度末の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度(2026年４月30日)
有形固定資産	21,276
無形固定資産	80,669

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

当社は減損会計の適用にあたって、事業単位を基準とした管理会計上の区分に従って資産をグルーピングしております。また、本社等、特定の事業セグメントとの関連が明確でない資産については共用資産としております。減損の兆候が認められた場合は、将来キャッシュ・フローを見積り回収可能性のテストを行った結果、収益性が著しく低下した資産又は資産グループに関しては、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。将来キャッシュ・フローについては、過去の実績や取締役会で承認された事業計画をもとに算出することとしております。これらの見積りにおいて用いた仮定は、経済環境、市場環境の著しい変化により、取締役会で承認された事業計画について不確実性が高まることで将来キャッシュ・フローが減少し、見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3．のれんの評価

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度(2026年４月30日)
トリミングサロン（Inu to Town）	17,271
動物病院（益田ペットクリニック）	57,073

（2）識別した項目にかかる会計上の見積りの内容に関する情報

企業結合により取得したのれんは、被取得事業の今後の事業活動によって期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得事業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上し、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却しております。

のれんの金額は、被取得事業の事業計画に基づく将来キャッシュ・フロー等の仮定に基づいて、回収可能性を判断した上で計上しております。これらの仮定について、将来の経済環境の変化等により、実績値が事業計画から大きく乖離した場合に、のれんの減損損失を計上する可能性があります。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　4,948千円

当座貸越契約

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座貸越契約を締結しております。　この契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額	300,000千円
借入実行残高	―千円
差引額	300,000千円

株主資本等変動計算書に関する注記

（1）当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　　2,636,000株

（2）剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

（3）当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　114,000株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	78,763千円
未払事業税	8,887千円
減価償却超過額	598千円
資産除去債務	887千円
資産調整勘定	24,781千円
その他	52千円
繰延税金資産小計	113,971千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△970千円
評価性引当額小計	△970千円
繰延税金資産合計	113,001千円
繰延税金資産の純額	113,001千円

金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については一時的な余剰資金を安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については増資、金融機関からの借入等による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、敷金及び保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、全て１年以内の支払期日であります。営業債務は、流動性リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で４年であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先ごとの期日及び残高を管理するとともに、与信管理規程に基づき、定期的に与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

② 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部において資金繰り計画を作成し、適時に更新することにより流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（1）敷金及び保証金	50,627	50,135	△491
資産計	50,627	50,135	△491
（1）長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）	68,906	68,278	△627
負債計	68,906	68,278	△627

（※）「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（注1）金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内（千円）	1年超5年以内（千円）	5年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	1,527,059	－	－	－
売掛金	245,066	－	－	－
合計	1,772,125	－	－	－

（※）敷金及び保証金については、償還期日を明確に把握できないため、上記の償還予定額に含めておりません。

（注2）長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内（千円）	1年超2年以内（千円）	2年超3年以内（千円）	3年超4年以内（千円）	4年超5年以内（千円）	5年超（千円）
長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）	26,652	23,908	9,996	8,350	－	－
合計	26,652	23,908	9,996	8,350	－	－

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

（2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金及び保証金	－	50,135	－	50,135
資産計	－	50,135	－	50,135
長期借入金 （１年以内に返済予定のものを含む）	－	68,278	－	68,278
負債計	－	68,278	－	68,278

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを合理的に見積もった返還予定時期に基づき、当該期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

（単位：千円）

種　類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
役員が代表理事を務める財団法人	一般財団法人犬猫生活福祉財団（注）1、2	－	役員の兼任	寄附金の支出（注）3	19,991	－	－
				往診クリニックの提供（注）4	205	－	－
				出向者給与等の立替（注）5	6,402	立替金	0
				賃料及び事務所諸経費の立替（注）6	231	立替金	23

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．一般財団法人犬猫生活福祉財団は、関連当事者には該当しないものの、当社が設立し、当社の代表取締役である佐藤淳が同財団の代表理事を務めていること、同財団の所在地が当社所在地と同一であること等の点を踏まえ、同財団との取引については、関連当事者取引と同等であると判断しております。

2．一般財団法人犬猫生活福祉財団は、「収容ゼロ」、「殺処分ゼロ」、「不適切飼育環境ゼロ」という３つのゼロを目標に掲げ、犬猫の命を守り、新しい家族へと引き継ぐ活動を行っております。

3．一般財団法人犬猫生活福祉財団への寄付は、取締役会の承認に基づき決定しております。

4．往診クリニックの提供価格は、市場の実勢価格を勘案して決定しております。

5．出向元法人の給与相当額に基づき決定しております。

6．当社は、一般財団法人犬猫生活福祉財団と同居に関する契約を締結しており、想定使用人数を基に金額を決定しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）５．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	674円30銭
１株当たり当期純利益	216円19銭

(注) 当社は、2026年１月１日を効力発生日として、当社株式１株につき200株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

（第三者割当による新株式発行）

2026年３月23日及び2026年４月６日開催の当社取締役会において決議いたしました当社普通株式91,500株の第三者割当による新株式発行（以下「本第三者割当増資」という。）につきまして、割当先である株式会社ＳＢＩ証券より2026年５月26日に払込が完了いたしました。

当社では、当社普通株式の東京証券取引所グロース市場への上場に伴う公募による新株式発行及び引受人の買取引受による株式売出しに関連して、株式会社ＳＢＩ証券を売出人として、当社普通株式91,500株の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行いました。 本第三者割当増資は、このオーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社株主である佐藤淳より借入れた当社普通株式の返却を目的として、株式会社ＳＢＩ証券に対し行われるものであります。

１．発行する株式の種類及び数
普通株式91,500株
２．割当価格
１株につき2,750.80円
３．割当価格の総額
251,698千円
４．増加する資本金及び資本準備金の額
増加する資本金の額 125,849千円
増加する資本準備金の額 125,849千円
５．払込期日
2026年５月26日
６．資金の使途
本第三者割当増資による手取額251,698千円につきましては、2026年４月15日に公表した「有価証券届出書の訂正届出書」に記載のとおり、ブランド認知度の向上及び新規顧客獲得を目的とした広告宣伝活動費用として充当する予定であります。また、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。